

第135回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年度の株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によって株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに適宜更新しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.nichimo.co.jp/>

日 時

令和3年6月29日(火曜日)
午前10時

場 所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
28階「トップ・オブ・ザ・ベイ」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意・飲食等のご提供はございませんので、ご了承ください。

書面またはインターネットによる議決権行使期限

令和3年6月28日(月曜日) 午後5時10分

 ニチモウ株式会社

証券コード：8091

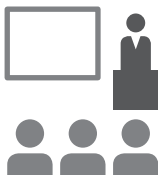
目次

● 第135回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	3
議 案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)7名選任の件 (添付書類)	
● 事業報告	8
● 連結計算書類	31
● 計算書類	34
● 監査報告書	37



議決権行使等についてのご案内

極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和3年6月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和3年6月28日（月曜日）
午後5時10分到着分まで



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年6月28日（月曜日）
午後5時10分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

（投票の区別）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

議 案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➤ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

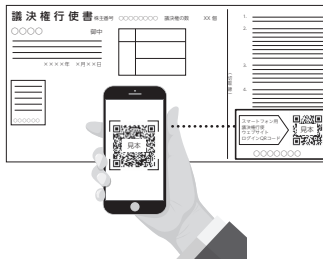
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

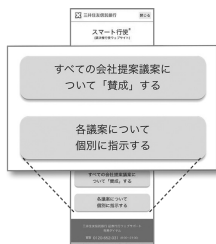
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

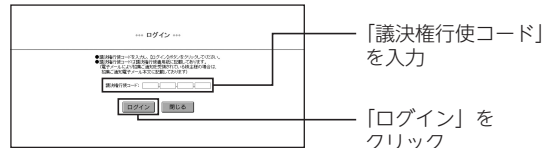
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

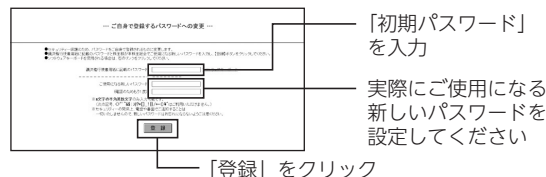
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

(証券コード8091)
令和3年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

ニチモウ株式会社

代表取締役社長 松 本 和 明

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、令和3年6月28日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使してくださいようようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細は、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時 ※受付開始 午前9時

2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート 28階 「トップ・オブ・ザ・ベイ」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第135期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- （1）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- （2）議決権行使書用紙の郵送とインターネットの両方により議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- （3）本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichimo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告ならびに監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichimo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）
7名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について
適任である旨の意見を得ております。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 まつもと かず あき 松 本 和 明 (昭和29年1月11日生)	昭和51年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 同 食品第二営業部長 平成14年 4 月 同 福岡支店長 平成15年 6 月 同 執行役員 バイオティックス営業部長 平成19年 4 月 同 執行役員 食品第一事業部長 平成20年 4 月 同 執行役員 食品事業本部長 平成20年 6 月 同 取締役 執行役員 食品事業本部長 平成23年 6 月 同 取締役 常務執行役員 食品事業本部長 平成26年 6 月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現任） 現在に至る	3,300株
	【候補者とした理由】 松本和明氏は、代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
2	再任 た な べ のぼる 田 部 昇 (昭和26年5月26日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成11年 4 月 同 機械営業部長 平成13年 6 月 同 取締役 機械営業部長 平成15年 4 月 同 取締役 執行役員 機械営業部長 平成18年 4 月 同 取締役 執行役員 機械事業部門担当 平成19年 4 月 同 取締役 執行役員 海洋・機資材事業本部長 平成22年 4 月 同 取締役 執行役員 資材事業本部長 平成23年 6 月 同 取締役 常務執行役員 資材事業本部長 平成26年 6 月 同 取締役 専務執行役員 管理部門、資材事業部門管掌 平成28年 6 月 同 取締役 専務執行役員 社長補佐、経営全般担当（現任） 現在に至る	6,800株
	【候補者とした理由】 田部昇氏は、主に機械事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 やげた よし とも 八下田 良 知 (昭和27年1月25日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 同 財務部長 平成19年4月 同 執行役員 財務部長 平成20年4月 同 執行役員 総務部長兼財務部長 平成21年4月 同 執行役員 管理部門担当、財務部長 平成22年4月 同 執行役員 管理部門担当、 経営企画室長兼財務部長 平成22年6月 同 取締役 執行役員 管理部門担当、 経営企画室長兼財務部長 平成23年7月 同 取締役 執行役員 管理部門担当、 財務部長 平成26年6月 同 取締役 常務執行役員 管理部門担当、 財務部長 平成28年4月 同 取締役 常務執行役員 管理部門担当 平成28年6月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当 平成29年1月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当、財務部長 平成30年6月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当、 総務部長兼財務部長 令和元年10月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当、 総務部長 (現任) 現在に至る	4,300株
	【候補者とした理由】 八下田良知氏は、主に管理部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	再任 これむらただよし 是村忠良 (昭和30年12月20日生)	昭和63年 3 月 当社入社 平成19年 4 月 同 福岡支店長兼下関営業所長 平成22年 4 月 同 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長 平成24年 6 月 同 取締役 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長 平成26年 6 月 同 取締役 執行役員 食品事業本部長 平成29年 6 月 同 取締役 常務執行役員 食品事業本部長 平成30年 4 月 同 取締役 常務執行役員 食品事業部門管掌（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) マルキユー食品株式会社 代表取締役会長 はねうお食品株式会社 代表取締役社長	2,600株
		【候補者とした理由】 是村忠良氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。	
5	再任 うだがわじゅんいち 宇田川純一 (昭和35年2月23日生)	昭和63年11月 当社入社 平成12年 4 月 同 四国営業所長 平成15年10月 同 海洋業務部長 平成19年 4 月 同 執行役員 海洋事業部長 平成22年 4 月 同 執行役員 資材事業副本部長 平成24年 6 月 同 取締役 執行役員 資材事業副本部長 平成26年 6 月 同 取締役 執行役員 資材事業本部長 令和 2 年 4 月 同 取締役 執行役員 資材事業部門担当 令和 3 年 4 月 同 取締役 執行役員 仙台支店長（現任） 現在に至る	2,200株
		【候補者とした理由】 宇田川純一氏は、主に海洋事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	再任 つち だ よし ゆき 土 田 祥 之 (昭和36年1月10日生)	昭和61年4月 当社入社 平成15年6月 同 食品第二営業部長 平成19年4月 同 大阪支店長 平成22年4月 同 執行役員 大阪支店長 平成24年6月 同 取締役 執行役員 大阪支店長 平成30年4月 同 取締役 執行役員 食品事業本部長（現任） 現在に至る	3,500株
	【候補者とした理由】 土田祥之氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者となりました。		
7	再任 す わ べ とし ひこ 諏訪部 俊 彦 (昭和35年3月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成14年4月 同 食品第二営業部長 平成15年6月 同 執行役員 食品第三営業部長 平成16年10月 同 執行役員 食品事業部門担当 平成19年4月 同 執行役員 食品第二事業部長 平成26年6月 同 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長 平成27年4月 同 執行役員 福岡支店長 平成30年4月 同 執行役員 大阪支店長 令和2年6月 同 取締役 執行役員 大阪支店長（現任） 現在に至る	1,300株
	【候補者とした理由】 諏訪部俊彦氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、「会社法第430条の3第1項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。本議案が承認された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

事業報告

(令和 2 年 4 月 1 日から
令和 3 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を追うような形で国内でも感染が拡大し、昨年 4 月に史上初となる緊急事態宣言が発令され、経済活動が制限される非常に厳しい状況に陥りました。宣言解除後から夏場にかけて各種政策効果などにより、徐々に持ち直しつつありましたが、年末にかけて感染が再拡大し、今年に入り 2 度目の緊急事態宣言が発令され、足元では変異株による第 4 波襲来の懸念など、景気は一段と先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のなか、当社グループの事業基盤であります水産、水産加工・流通、食品の各分野におきましては、世界的な水産物需要が拡大する一方で、国内では新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドと外食需要の消失や外出自粛にともない消費者の節約志向や低価格志向が強まり消費マインドも低調に推移するなど、大変厳しい環境下にありました。

こうした情勢のもとで、当社グループは、3 カ年経営計画「第134期中期経営計画（これからの100年に向かって）」の2年度として、「浜から食卓まで」を網羅し繋ぐ当社グループならではの強みを生かした営業活動に努めるとともに、事業横断による人材と組織の連携強化を図ってまいりました。

なお、当社グループにおける新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、営業活動の制限により、海外からの食品原料の買付や製品の輸出入などの業務に支障をきたす事態となりましたが、役員・従業員の健康と安全を最優先に、マスク着用等の安全衛生の徹底、在宅勤務や時差出勤の推進、ウェブ会議の活用といった対策を講じるなど、感染拡大の防止に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,133億17百万円（前連結会計年度比45億82百万円減）、営業利益は21億77百万円（前連結会計年度比 2 億66百万円増）、経常利益は23億62百万円（前連結会計年度比23百万円増）となりました。

特別損益におきましては、特別損失として 3 億40百万円を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は14億91百万円（前連結会計年度比 8 億73百万円減）となりました。

次に事業別の概況をご報告申し上げます。

＜食品事業＞

すり身部門では、外出自粛にともなう土産向け練り製品の販売が振るわず、売上は減少いたしました。北海道産の取扱量が増加した結果、営業利益は増加いたしました。鮮凍水産物部門では、カニは巣ごもり需要の拡大により通販向け販売は伸長したものの、外出自粛にともなう外食・観光業界向け販売の大幅な低迷を補うまでには至らず、助子も通常通りの原料買付が困難な状況のなか、生産体制の見直しを講じたものの、それぞれ、売上、営業利益ともに減少いたしました。北方凍魚は、在庫を圧縮するなど採算重視の販売に徹した結果、売上は減少いたしました。加工食品部門では、営業活動が制限されるなか、量販店向け切身・干物商材の販売は堅調に推移したものの、寿司種・具材等の販売が低迷したほか、煮魚・焼き魚の新商品開発が計画通りに進まないなど、売上、営業利益ともに減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は719億70百万円（前連結会計年度比36億58百万円減）、営業利益は13億90百万円（前連結会計年度比1億31百万円減）となりました。

＜海洋事業＞

漁網・漁具資材部門では、依然として北海道沿岸において水揚げ不振による資材購買意欲減退の影響があるものの、官公庁向け漁具資材や海外まき網用漁具資材などの販売が堅調に推移したことなどにより、売上、営業利益ともに増加いたしました。船舶・機械部門では、船体一括案件の受注や船舶用機器類の販売が低調に推移した結果、売上、営業利益ともに減少いたしました。養殖部門では、コロナ禍で一部魚種における成魚の相場が低迷したことなどに加え、海苔機資材の販売も振るわず、売上、営業利益ともに減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は176億19百万円（前連結会計年度比13億32百万円減）、営業利益は6億32百万円（前連結会計年度比26百万円増）となりました。

＜機械事業＞

機械事業におきまして、海外では大型案件の見送りや現地での据付工事が遅延するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、国内では巣ごもり需要の拡大にともない、総菜加工業界・豆腐業界・練り製品業界を中心に食品メーカーから加工機械の受注が幅広く進んだ結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は106億55百万円（前連結会計年度比10億2百万円増）、営業利益は7億96百万円（前連結会計年度比3億23百万円増）となりました。

＜資材事業＞

資材事業におきまして、化成品部門における合成樹脂は、コロナ禍で主力の住宅用部材シートや印刷用フィルムの受注が落ち込むなど、売上、営業利益ともに減少いたしました。一方、包装資材は市況が順調に推移した結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。農畜資材では、コフナ・肥料の販売は堅調に推移したものの、ビニールハウスの販売が振るわず、売上、営業利益ともに減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は100億55百万円（前連結会計年度比10億59百万円減）、営業利益は3億33百万円（前連結会計年度比14百万円増）となりました。

＜バイオティックス事業＞

バイオティックス事業では、大手健康食品メーカー向けに「アグリマックス」や「イムバランス」の素材販売の拡販および薬局向けOEM商品の販売などが順調に推移した結果、連結売上高は3億55百万円（前連結会計年度比15百万円増）、営業利益は46百万円（前連結会計年度比4百万円増）となりました。

＜物流事業＞

物流事業では、巣ごもり需要の拡大により、食品・飲料・菓子などの配送業務は増加いたしましたが、深刻な人手不足による対応経費が増加し、連結売上高は25億59百万円（前連結会計年度比4億44百万円増）、営業利益は37百万円（前連結会計年度比2百万円減）となりました。

＜その他＞

その他の事業といたしまして、不動産の賃貸、人材派遣業などを行っており、連結売上高は1億2百万円（前連結会計年度比4百万円増）、営業利益は67百万円（前連結会計年度比0百万円減）となりました。

事業セグメント別売上高・営業損益内訳

区 分	売 上 高	売上高構成比	営業利益または 営業損失 (△)
食 品 事 業	71,970 百万円	63.51 %	1,390 百万円
海 洋 事 業	17,619	15.55	632
機 械 事 業	10,655	9.40	796
資 材 事 業	10,055	8.87	333
バイオティックス事業	355	0.32	46
物 流 事 業	2,559	2.26	37
そ の 他	102	0.09	67
小 計	113,317	100.00	3,304
そ の 他 の 調 整 額	－	－	△1,127
合 計	113,317	100.00	2,177

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、18億31百万円であり、その主なものは、紋別事業所でのホタテ工場の新設 2 億69百万円、連結子会社であります株式会社ちかえフーズでの明太子工場の新設 1 億50百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は令和 2 年 9 月 30 日に株式会社三菱UFJ 銀行をアレンジャーとする総額 25 億 50 百万円のシンジケートローンによる長期借入の実施と、令和 3 年 3 月 31 日に株式会社みずほ銀行を総額引受とする第 9 回無担保社債 25 億円を発行いたしました。また、短期運転資金調達の安定化を目的として、令和 2 年 9 月 28 日に三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケーション方式による総額 40 億円、契約期間 1 年のコミットメントライン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策効果やワクチン接種の開始により事態収束に向けた期待感はあるものの、感染者数の増減に合わせて国内外の経済活動は一進一退を繰り返しており、景気回復には未だに時間を要するなど、大変厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境下ではありますが、漁業・水産業界を主たる事業領域として展開している当社グループは、これまでの100余年にわたる時代の変化とともに幾多の困難を乗り越えてきた経験を基に、ステークホルダーのみなさまと一丸となって、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

また、企業の社会的責任を果たすため、創業以来の経営理念である「会社は社会の公器であるとの精神に立ち、業界をリードする技術とサービスをもって広く社会の発展に貢献する」ことに則り、高い倫理観を持った誠実な行動に努め、環境保全や省資源にも配慮した事業活動を推進し、豊かで健康な生活づくりに貢献することを目指してまいります。

具体的には、3ヵ年経営計画「第134期中期経営計画（これからの100年に向かって）」の仕上げる期を迎えるにあたり、グループ連携の強化および迅速な意思決定を図るため、本年4月1日付で資材事業本部（海洋・機械・資材事業）から『海洋事業本部』と『機械・資材事業本部』に再編し、従来の『食品事業本部』を合わせた3本部制に移行し、本計画の経営方針であります近海養殖事業推進の一環として、海洋事業本部に『養殖開発室』を新設いたしました。

今後とも「浜から食卓まで」を網羅し繋ぐ水産専門商社として、当社ならではの強みを生かしたきめ細かな営業活動を展開し、引き続き事業を横断した人材と組織の連携強化を図り、新しい生活様式に則した新たな価値を創造してまいり所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 132 期 (平成30年3月期)	第 133 期 (平成31年3月期)	第 134 期 (令和2年3月期)	第 135 期 当連結会計年度 (令和3年3月期)
売 上 高 (百万円)	118,567	128,778	117,900	113,317
営 業 利 益 (百万円)	1,374	2,424	1,910	2,177
経 常 利 益 (百万円)	1,127	2,275	2,338	2,362
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	602	△2,689	2,365	1,491
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	176.95	△790.04	690.86	434.61
総 資 産 (百万円)	68,744	65,051	62,152	65,230
純 資 産 (百万円)	14,503	14,803	15,500	17,347

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

区 分	会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
国内子会社	ニチモウフーズ株式会社	50 ^{百万円}	100.00%	水産加工品の販売
//	はねうお食品株式会社	300	80.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社博多っ子本舗	10	100.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社ヤマイチ水産	12	100.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社小樽フーズ	90	100.00	水産加工品の製造・販売
//	マルキュー食品株式会社	30	100.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社ちかえフーズ	12	80.00	水産加工品の製造・販売
//	西日本ニチモウ株式会社	347	99.91	漁網・漁具、トワイン・ロープの製造・販売
//	北海道ニチモウ株式会社	95	60.78	漁網・漁具、トワイン・ロープの製造・販売
//	株式会社ニチモウワンマン	240	100.00	海苔機資材の製造・販売
//	株式会社ニチモウマリカルチャー	80	100.00	養殖資材・養殖餌料・養殖魚介類の販売
//	株式会社ビブン	250	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
//	株式会社ソーエー	300	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
//	ニチモウバイオティックス株式会社	150	100.00	発酵大豆製品、健康食品の製造・販売
//	ニチモウロジスティクス株式会社	20	90.00	運送業
//	日網興産株式会社	13	100.00	不動産業、人材派遣業
海外子会社	ノールイスタントロールシステムズINC.	24,192 ^{千米ドル}	100.00	漁網・漁具資材の製造・販売
//	ニチモウインターナショナルINC.	800 ^{千米ドル}	100.00	水産物の販売
持分法適用 関連会社	日本サン石油株式会社	100 ^{百万円}	45.00	潤滑油ベースオイルおよび製品の販売
//	日本測器株式会社	230	37.83	各種計測器・理化学機器等の販売
//	日本船燈株式会社	24	45.17	各種灯火・家庭用石油燃料機器等の製造・販売

③企業結合の経過

- (イ) はねうお食品株式会社の出資比率は、当社が80.00%、連結子会社のニチモウフーズ株式会社が20.00%であります。
- (ロ) 北海道ニチモウ株式会社の出資比率は、当社が60.78%、連結子会社の西日本ニチモウ株式会社が39.22%であります。
- (ハ) 当社の非連結子会社であります株式会社福産は、令和2年10月1日付けで株式会社ちかえフーズに商号を変更し、その重要性が増したため、同社を連結子会社に含めました。

④企業結合の成果

前記のとおり連結子会社は18社、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は1,133億17百万円（前連結会計年度比45億82百万円減）、営業利益は21億77百万円（前連結会計年度比2億66百万円増）、経常利益は23億62百万円（前連結会計年度比23百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億91百万円（前連結会計年度比8億73百万円減）となりました。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
食品事業	すり身、鮮凍水産物の販売ならびに水産加工食品の製造・販売
海洋事業	各種漁網・漁具、漁業用機械の製造・販売ならびに漁業用・船舶用諸資材機器、養殖用資材などの販売
機械事業	食品機械、関連機械の製造・販売
資材事業	合成樹脂、包装資材、農畜資材などの販売
バイオティックス事業	発酵大豆製品の製造・販売ならびに健康食品などの販売
物流事業	運送業
その他	不動産業、人材派遣業

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本 社 東京都品川区東品川二丁目2番20号
 支 店 仙台支店 大阪支店 福岡支店
 営業所 札幌営業所 八戸営業所 宮古営業所 石巻営業所 名古屋営業所
 下関営業所 戸畑営業所 長崎営業所

②主要な子会社

区 分	会 社 名	本 店 所 在 地
国 内	ニ チ モ ウ フ ー ズ 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区
//	は ね う お 食 品 株 式 会 社	山 口 県 下 関 市
//	株 式 会 社 博 多 っ 子 本 舗	福 岡 県 福 岡 市
//	株 式 会 社 ヤ マ イ チ 水 産	北 海 道 紋 別 市
//	株 式 会 社 小 樽 フ ー ズ	北 海 道 小 樽 市
//	マ ル キ ュ ー 食 品 株 式 会 社	福 岡 県 大 野 城 市
//	株 式 会 社 ち か え フ ー ズ	福 岡 県 宗 像 市
//	西 日 本 ニ チ モ ウ 株 式 会 社	山 口 県 下 関 市
//	北 海 道 ニ チ モ ウ 株 式 会 社	北 海 道 函 館 市
//	株 式 会 社 ニ チ モ ウ ワ ン マ ン	山 口 県 下 関 市
//	株 式 会 社 ニ チ モ ウ マ リ カ ル チ ャ ー	福 岡 県 福 岡 市
//	株 式 会 社 ビ ブ ン	広 島 県 福 山 市
//	株 式 会 社 ソ ー エ ー	石 川 県 能 美 市
//	ニ チ モ ウ バ イ オ テ ィ ッ ク ス 株 式 会 社	東 京 都 港 区
//	ニ チ モ ウ ロ ジ ス テ ィ ッ ク ス 株 式 会 社	福 岡 県 福 岡 市
//	日 網 興 産 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
海 外	ノールイースタントロールシステムズINC.	米 国 ワ シ ン ト ン 州 ベ イ ン ブ リ ッ ジ 市
//	ニ チ モ ウ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル INC.	米 国 ワ シ ン ト ン 州 ベ ル ビ ュ ー 市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
979名	増減なし

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,600 百万円
農林中央金庫	3,228
三井住友信託銀行株式会社	2,700

2. 会社の株式に関する重要な事項（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,149,600株
 (2) 発行済株式の総数 3,787,400株（自己株式346,150株を含む）
 (3) 当期末株主数 2,870名（前期末3,244名）
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
朝日生命保険相互会社	300,000 ^株	8.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	191,600	5.56
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口	167,400	4.86
再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	123,900	3.60
ニチモウ取引先持株会	120,000	3.48
日本水産株式会社	106,400	3.09
DNB BANK ASA - VERDIPAPIRFONDET HOLBERG TRITON	96,700	2.81
中村格彰	91,600	2.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	71,900	2.08
吉田知広	53,122	1.54
ニチモウ従業員持株会		

（注）持株比率につきましては、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項（令和3年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2006年株式報酬型 新株予約権	2007年株式報酬型 新株予約権	2008年株式報酬型 新株予約権	2009年株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成18年9月29日	平成19年9月28日	平成20年9月26日	平成21年7月30日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	1名	1名	2名	2名
新株予約権の数	7個	7個	20個	21個
新株予約権の目的 となる株式の数	700株	700株	2,000株	2,100株
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個当たり184,000円 1株当たり1,840円	1個当たり118,000円 1株当たり1,180円	1個当たり73,000円 1株当たり730円	1個当たり136,000円 1株当たり1,360円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使に際して 株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり921円	1株当たり591円	1株当たり366円	1株当たり681円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成19年1月7日から 令和9年1月6日まで	平成20年1月6日から 令和10年1月5日まで	平成20年10月16日から 令和10年10月15日まで	平成21年8月22日から 令和11年8月21日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

	2010年株式報酬型 新株予約権	2011年株式報酬型 新株予約権	2012年株式報酬型 新株予約権	2013年株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成22年7月30日	平成23年7月29日	平成24年7月27日	平成25年7月26日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	3名	3名	6名	6名
新株予約権の数	31個	50個	62個	62個
新株予約権の目的 となる株式の数	3,100株	5,000株	6,200株	6,200株
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個当たり97,000円 1株当たり970円	1個当たり134,000円 1株当たり1,340円	1個当たり126,000円 1株当たり1,260円	1個当たり131,000円 1株当たり1,310円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使に際して 株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり486円	1株当たり671円	1株当たり631円	1株当たり656円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成22年8月21日から 令和12年8月20日まで	平成23年8月20日から 令和13年8月19日まで	平成24年8月25日から 令和14年8月24日まで	平成25年8月31日から 令和15年8月30日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

	2014年株式報酬型 新株予約権	2015年株式報酬型 新株予約権	2016年株式報酬型 新株予約権	2017年株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成26年7月25日	平成27年7月31日	平成28年7月29日	平成29年7月28日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	6名	6名	6名	6名
新株予約権の数	94個	78個	90個	93個
新株予約権の目的 となる株式の数	9,400株	7,800株	9,000株	9,300株
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個当たり135,000円 1株当たり1,350円	1個当たり173,000円 1株当たり1,730円	1個当たり109,000円 1株当たり1,090円	1個当たり145,000円 1株当たり1,450円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使に際して 株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり676円	1株当たり866円	1株当たり546円	1株当たり726円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成26年8月30日から 令和16年8月29日まで	平成27年8月29日から 令和17年8月28日まで	平成28年8月27日から 令和18年8月26日まで	平成29年8月26日から 令和19年8月25日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

	2018 年 株 式 報 酬 型 新 株 予 約 権	2019 年 株 式 報 酬 型 新 株 予 約 権	2020 年 株 式 報 酬 型 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平 成 30 年 7 月 27 日	令 和 元 年 7 月 26 日	令 和 2 年 7 月 31 日
区 分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保 有 者 数	6名	6名	7名
新 株 予 約 権 の 数	95個	95個	105個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	9,500株	9,500株	10,500株
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普 通 株 式	普 通 株 式	普 通 株 式
新株予約権の払込金額	1 個 当 た り 123,500 円 1 株 当 た り 1,235 円	1 個 当 た り 121,900 円 1 株 当 た り 1,219 円	1 個 当 た り 111,500 円 1 株 当 た り 1,115 円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1 株 当 た り 1 円	1 株 当 た り 1 円	1 株 当 た り 1 円
新株予約権の行使に際して 株式を発行する場合の資本組入額	1 株 当 た り 618 円	1 株 当 た り 610 円	1 株 当 た り 558 円
新株予約権を行使する ことができる 期 間	平成30年9月1日から 令和20年8月31日まで	令和元年8月31日から 令和21年8月30日まで	令和2年8月29日から 令和22年8月28日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。		

4. 会社役員に関する事項（令和3年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位		氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	社長執行役員	松 本 和 明	社長補佐、経営全般担当 管理部門・グループ企業担当、総務部長 食品事業部門管掌 マルキュー食品株式会社 代表取締役会長 はねうお食品株式会社 代表取締役社長 資材事業部門担当 食品事業本部長 大阪支店長 日本測器株式会社 相談役 朝日生命保険相互会社 代表取締役 専務執行役員 中央不動産株式会社 顧問
取 締 役	専務執行役員	田 部 昇	
取 締 役	常務執行役員	八下田 良知	
取 締 役	常務執行役員	是 村 忠 良	
取 締 役	執 行 役 員	宇田川 純 一	
取 締 役	執 行 役 員	土 田 祥 之	
取 締 役	執 行 役 員	諏訪部 俊 彦	
取 締 役	常勤監査等委員	山 本 敏 夫	
社 外 取 締 役	監 査 等 委 員	荻 須 秀 次	
社 外 取 締 役	監 査 等 委 員	菊 池 達 也	
社 外 取 締 役	監 査 等 委 員	平 田 淳	

- (注) 1. 諏訪部俊彦氏は、令和2年6月26日開催の第134回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 監査等委員荻須秀次、菊池達也および平田淳の各氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山本敏夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員荻須秀次、菊池達也および平田淳の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(ご参考) 取締役以外の執行役員

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	加 納 草 好	食品品質管理室長
執 行 役 員	青 木 信 也	資材事業本部長 株式会社ニチモウマリカルチャー 代表取締役社長
執 行 役 員	矢 吹 一 夫	仙台支店長
執 行 役 員	平 田 亨	福岡支店長 株式会社博多っ子本舗 代表取締役社長 株式会社ちかえフーズ 代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で「会社法第427条第1項」の規定により、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、「会社法第430条の3第1項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社およびグループ各社の全役員であります。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を令和3年2月26日開催の取締役会の決議によって定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討をおこなっているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

<決定方針の内容の概要>

当社取締役の報酬は、創業以来の経営理念である「会社は社会の公器であるとの精神に立ち、業界をリードする技術とサービスをもって広く社会の発展に貢献する」ことに則り、企業価値の向上および株価の上昇の貢献度合い等の対価として決定するものとするを基本方針とし、(イ) 基本報酬、(ロ) 業績連動報酬等としての賞与、(ハ) 非金銭報酬としての株式報酬型新株予約権で構成する。

また、取締役の報酬等の算定は、代表取締役社長が原案を作成し、その原案を受けた指名・報酬諮問委員会が答申した内容を、取締役会で決定するものとする。

(イ) 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位ごとの業績への貢献度、経営状況、社会情勢、世間水準等を勘案のうえ、決定するものとする。

(ロ) 業績連動報酬等としての賞与

中期経営計画や事業年度の達成状況、役位ごとの業績への貢献度、経営状況、社会情勢、世間水準等を勘案のうえ、決定するものとする。

(ハ) 非金銭報酬等としての株式報酬型新株予約権

役位ごとの業績への貢献度、株価状況等を勘案のうえ、決定するものとする。

(ご参考) 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名および報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成された指名・報酬諮問委員会を設置しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は以下のとおり、平成28年6月29日開催の第130回定時株主総会で決議されております。

役員区分	報酬等の種類	限度額	左記総会終結時点の対象者の員数（名）
取締役 (監査等委員を除く)	金銭報酬 (賞与を含む)	年額2億40百万円以内	7
	非金銭報酬 (株式報酬型新株予約権)	年額30百万円以内	
取締役 監査等委員	金銭報酬	年額60百万円以内	5

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、平成18年6月29日開催の第120回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止しております。

③取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬型 新株予約権	
取締役 (監査等委員を除く)	176	133	31	11	7
取締役 監査等委員	29	29	—	—	4
社外取締役 監査等委員	15	15	—	—	3

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①監査等委員である取締役 荻須 秀次

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

特定関係事業者（持分法適用関連会社）である日本測器株式会社の相談役を兼職しております。

なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には15回中14回（出席率93.33%）、監査等委員会には14回中13回（出席率92.86%）出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

②監査等委員である取締役 菊池 達也

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

当社の大株主である朝日生命保険相互会社の代表取締役専務執行役員を兼職しております。

なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には15回中15回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

③監査等委員である取締役 平田 淳

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

中央不動産株式会社の顧問を兼職しております。

なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には15回中15回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額 39,000千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 39,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役会が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由につきましては、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性および報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合、「会社法第340条」の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることに支障があると判断したときには、監査等委員会において、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議（平成18年5月8日制定、平成28年6月17日改定）しております。その内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役および子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。

(ロ) 「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。

(ハ) 「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。

(ニ) 「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題、その他重要案件の審議を行うこととする。

(ホ) 業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程にもとづき適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社グループは、「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。

(ロ) 問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。

- ④取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。
 - (ロ) 当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
 - (ハ) 当社グループは、中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。
- ⑤当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。
 - (ロ) 「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受け管理を行うものとする。また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務について、監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、グループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査等委員である取締役に報告するものとする。

- (ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - (ハ) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当に扱うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
 - (二) 監査等委員会は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。
 - (ホ) 監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した時には、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務に関する執行に限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制
- (イ) 当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底することとする。
 - (ロ) 反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応するものとする。
 - (ハ) 顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、体制の整備および適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役11名で構成され、法令、定款および取締役会規則等の定めに基づき、経営戦略や業務執行の監督など、経営の健全性および透明性に努めております。また、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員会を開催し、意思決定の迅速化および効率化を図っております。当事業年度におきましては、取締役会を15回、執行役員会を13回開催いたしました。

②監査等委員の職務執行

当社の監査等委員会は、社外監査等委員3名を含む監査等委員4名で構成され、同会において定めた監査計画に基づき、取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましては、監査等委員会を14回開催いたしました。

③コンプライアンス体制

当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」に基づき、社内研修等を通じて遵法意識を高めるとともに周知徹底に努めております。

④リスク管理体制

当社グループは、「リスク対策規程」および「危機管理のガイドライン」に基づき、不測の事態が発生した場合に備え、社内研修等を通じて周知徹底に努めております。

⑤グループ管理体制

当社グループは、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受けるとともにグループ管理体制の強化に努めております。当事業年度におきましては、グループ経営会議を1回、グループ社長会を2回開催いたしました。

⑥内部監査体制

当社は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めております。

⑦財務報告に係る内部統制

当社グループは、「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、株主への安定的な配当の維持を基本としながら、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実を勘案し配分を決定することを基本方針としております。

第135期の期末配当金につきましては、株主のみなさまに安定的な配当を実施することを第一義と考え、令和3年5月14日開催の取締役会において、1株当たり50円とし、剰余金の配当が効力を生じる日を令和3年6月30日とすることを決議いたしました。

①基準日	令和3年3月31日
②期末配当金	1株当たり50円
③配当金総額	172,062,500円
④効力発生日	令和3年6月30日
⑤配当原資	利益剰余金

連結貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,545	流 動 負 債	32,415
現金及び預金	9,928	支払手形及び買掛金	12,104
受取手形及び売掛金	15,146	短期借入金	14,822
商品及び製品	15,511	一年内償還社債	358
仕掛品	737	一年内返済長期借入金	1,480
原材料及び貯蔵品	3,253	未払金	598
前払費用	634	未払法人税等	279
倒引当金	391	前受与引当金	1,810
	△58	その他の負債	453
			508
固 定 資 産	19,606	固 定 負 債	15,468
有形固定資産	7,565	社 債	5,400
建物及び構築物	2,383	長期借入金	7,731
機械装置及び運搬具	1,942	長期未払金	18
船舶	13	繰延税金負債	754
工具器具及び備品	229	役員退職慰労引当金	205
土地	2,762	退職給付に係る負債	841
建設仮勘定	234	その他の負債	516
無形固定資産	590	負 債 合 計	47,883
のれん	65		
その他の無形資産	524		
投資その他の資産	11,450	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	10,733	株 主 資 本	15,284
長期貸付金	68	資 本 金	4,411
破産更生債権等	957	利 益 剰 余 金	11,876
繰延税金資産	229	自 己 株 式	△1,004
倒引当金	437		
	△976	その他の包括利益累計額	1,943
		その他有価証券評価差額金	2,375
		繰延ヘッジ損益	33
		為替換算調整勘定	△243
		退職給付に係る調整累計額	△222
繰 延 資 産	78	新 株 予 約 権	116
社 債 発 行 費	78	非支配株主持分	3
		純 資 産 合 計	17,347
資 産 合 計	65,230	負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,230

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から
(令和 3 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	113,317
売上原価	103,390
売上総利益	9,926
販売費及び一般管理費	7,748
営業外利益	2,177
営業外損失	
受取配当金	57
受取投資利益	149
持分法によるの利益	342
持分法によるの損失	159
営業外費用	
営業外費用	350
営業外費用	47
営業外費用	126
経常利益	524
経常損失	2,362
特別利益	
特別損失	
投資有価証券売却益	33
減損損失	17
固定資産除却損	11
投資有価証券評価損	5
投ゴルフ会権放棄	3
債権放棄	302
税金等調整前当期純利益	340
法人税、住民税及び事業税	2,055
法人税等調整額	393
当期純利益	170
当期純利益	563
非支配株主に帰属する当期純利益	1,492
親会社株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,491

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から
令和 3 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
令和2年4月1日残高	4,411	—	10,556	△1,003	13,964
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△172		△172
親会社株主に帰属する当期純利益			1,491		1,491
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
連 結 範 囲 の 変 動			0		0
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変 動 額 合 計	—	—	1,320	△0	1,319
令和3年3月31日残高	4,411	—	11,876	△1,004	15,284

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 株 予約権	非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
令和2年4月1日残高	1,966	14	△160	△389	1,431	104	0	15,500
当連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△172
親会社株主に帰属する当期純利益								1,491
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
連 結 範 囲 の 変 動								0
自 己 株 式 の 取 得								△0
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	408	18	△83	167	511	11	3	526
当連結会計年度中の変 動 額 合 計	408	18	△83	167	511	11	3	1,846
令和3年3月31日残高	2,375	33	△243	△222	1,943	116	3	17,347

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

令和3年3月31日現在

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告書

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和 2 年 4 月 1 日から
令和 3 年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	68,519
売 上 原 価	63,419
売 上 総 利 益	5,100
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,110
営 業 利 益	989
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	54
受 取 配 当 金	510
そ の 他	120
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	256
シンジケートローン手数料	43
為 替 差 損	96
そ の 他	59
経 常 利 益	1,219
特 別 利 益	
関係会社事業損失引当金戻入額	43
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5
関係会社事業損失引当金繰入額	63
ゴルフ会員権評価損	3
債 権 放 棄 損	900
税引前当期純利益	289
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22
法 人 税 等 調 整 額	58
当 期 純 利 益	208

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から
(令和 3 年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
令和2年4月1日残高	4,411	22	815	2,700	5	1,599	5,120	△993	8,561
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当			17			△189	△172		△172
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△0	0	—		—
当 期 純 利 益						208	208		208
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	17	—	△0	19	36	△0	35
令和3年3月31日残高	4,411	22	833	2,700	4	1,619	5,157	△993	8,597

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
令和 2 年 4 月 1 日残高	1,760	13	1,773	104	10,439
事業年度中の変動額					△172
剰 余 金 の 配 当					—
固 定 資 産					
圧縮積立金の取崩					208
当 期 純 利 益					△0
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	364	19	383	11	395
事業年度中の変動額合計	364	19	383	11	431
令和 3 年 3 月31日残高	2,124	33	2,157	116	10,871

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ニチモウ株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 三 島 徳 朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 木 村 ゆりか ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松 本 勇 人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチモウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチモウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ニチモウ株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 島 徳 朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 ゆりか ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 本 勇 人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチモウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

令和3年5月28日

ニチモウ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 山 本 敏 夫 ㊞

監査等委員（社外） 荻 須 秀 次 ㊞

監査等委員（社外） 菊 池 達 也 ㊞

監査等委員（社外） 平 田 淳 ㊞

（注） 監査等委員荻須秀次、菊池達也及び平田淳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

株主メモ

株主総会会場ご案内図

会場

第一ホテル東京シーフォート 28階「トップ・オブ・ザ ベイ」

東京都品川区東品川二丁目3番15号

- 東京モノレールをご利用の場合
浜松町駅より5分、羽田空港駅より約17分
「天王洲アイル駅」下車徒歩2分
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）をご利用の場合
大崎駅より8分、新木場駅より9分
「天王洲アイル駅」下車徒歩4分
- JR品川駅（港南口）より
都バスをご利用の場合
「天王洲アイル行」バスにて6～8分
天王洲アイル下車
「りんかい線天王洲アイル駅行」バスにて約5分
天王洲アイル下車

